

公立大学法人滋賀県立大学と滋賀県立大学生生活協同組合との間における
災害時の協力に関する協定書

公立大学法人滋賀県立大学（以下「甲」という。）と滋賀県立大学生生活協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急対策物資供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の所在地で発生した災害時に、応急対策物資の調達と供給を行い、もって本学被災者への支援および生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は、次の各号に掲げる事項について、乙に協力を要請（以下「要請」という。）することができるものとする。

- （1）食料、飲料および日用品等の供給
- （2）食堂等施設の災害対策への利用
- （3）器具、運搬車両の提供
- （4）災害対策に必要な労務の提供

（協力要請）

第3条 甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、書面以外の方法によることができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（連絡体制）

第4条 甲および乙は、災害時に本協定を有効に機能させるため、あらかじめ各々の緊急連絡体制を定め、相互に確認を行うものとする。

（物資の引き渡し）

第5条 物資の引き渡しは、学内での引き渡しを原則とする。

2 物資の運搬は、甲および乙が協力して行うものとする。

（費用負担）

第6条 本協定に基づきなされた協力に関して発生する費用（以下「協力費用」という。）は、原則として甲の負担とする。

- 2 前項の場合において、物資の提供対価については、災害時直前の平時における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 協力費用の精算時期および方法等については、災害からの復旧状況等を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

(在庫状況の報告)

- 第7条 この協定の実行に万全を期すため、甲は乙に対して、食料、飲料および日用品等の在庫状況について報告を求めることができるものとする。
- 2 前項の求めがあったときは、乙は速やかに報告するものとする。

(防災訓練等への参加)

- 第8条 乙は、甲が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。
- 2 甲は、防災訓練等の実施にあたっては、事前に乙に文書で案内するものとする。

(有効期間)

- 第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲乙いずれからも本協定を終了する旨の意思表示がなされない場合は、有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(協議)

- 第10条 甲および乙は、本協定に定めのない事項および本協定の解釈について疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲：滋賀県彦根市八坂町2500
公立大学法人 滋賀県立大学
理事長 廣川能嗣 印

乙：滋賀県彦根市八坂町2500
滋賀県立大学生生活協同組合
理事長 佐々木一泰 印